

# 山口県業務委託最低制限価格制度実施要領

## 1 趣旨

この要領は、山口県が発注する業務委託契約（建設工事に係る測量、設計、調査等を除く。以下同じ。）の締結にあたり、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「規則」という。）第156条（規則第165条において準用する場合を含む。）の規定に基づく「あらかじめ最低制限価格を設けて落札者を決定しようとする契約」（以下「最低制限価格制度」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象となる業務委託

(1) 契約担当者は、一般競争入札又は指名競争入札により発注するもののうち、予定価格（予定価格を年額で設定しないときは1年間の支出予定額）が300万円未満のものについて、最低制限価格制度を適用しなければならないものとする。

ただし、特定業務以外については、契約担当者が必要ないと判断した場合は、その理由を明示し適用しないことができる。

(2) (1)の「特定業務」とは下記に示すものとする。

- ア 庁舎その他の施設の清掃業務
- イ 庁舎その他の施設の電気設備又は機械設備の保守の業務
- ウ 警備業務(人的警備に限る。)
- エ 環境調査業務
- オ 給食業務

## 3 最低制限価格の設定

(1) 契約担当者は、最低制限価格制度を適用する業務委託契約について、予定価格積算内訳のうち、消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた業務を実施するために直接必要な経費（原材料費、労務費、機器借上料等）により、最低制限価格を設定するものとする。

ただし、その額は入札書比較価格に100分の60から100分の81までの範囲内で乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。(その額が100分の60に満たない場合は100分の60、100分の81を超える場合は100分の81とする。)

(2) (1)の規定にかかわらず、直接必要な経費によって最低制限価格を算定することが困難と認められる場合には、入札書比較価格に100分の81を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を最低制限価格とすることができるものとする。

(3) 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格調書及び予定価格決定調書に当該最低制限価格を記載するものとする。

(4) 契約担当者は、契約締結後、最低制限価格を算定する率（入札書比較価格に占める割合）を公表するものとする。

## 4 入札参加者への周知

契約担当者は、入札公告又は入札説明書等に明記する等により、当該入札においては最低制限価格が設定されていること、及び最低制限価格を下回った入札を行った者は落札者とならない旨を入札執行前に入札参加者に周知するものとする。

## 5 落札者の決定

契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

### 附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。